

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年12月14日（木）午後2時00分

場 所 津市美杉総合開発センター 2階 委員会室

出席部会委員	25	おおい 大井	かずし 一司	かさい 笠井	かつみ 克己	27	すずき 鈴木	てるまさ 照正	28	たぐち 田口	よしのり 慶則
	29	ほりかわ 堀川	ただしげ 忠重	もろと 諸戸	よしあき 善昭	31	たなか 田中	たけつぐ 竹次	33	もりやま 守山	たかゆき 孝之
	35	いけだ 池田	まさし 昌司	もりた 森田	まさたか 正孝	37	あかほり 赤堀	よしお 嘉夫	38	なかがわ 中川	かずお 和雄
	39	はぎの 萩野	ただし 忠司	むかいだ 向田	ただみ 忠美	42	かたおか 片岡	まさいく 眞郁	48	わたなべ 渡邊	てるかず 晃一

以上16名

欠席部会委員 なし

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 31田中 竹次・42片岡 眞郁

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可・所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用借権）

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日、議事録署名委員のほう、私から指名させていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>31番 田中委員・42番 片岡委員、ご両人よろしくお願いします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>失礼します。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1、地区榊原、借り人_____、貸し人_____、申請地 榊原町坪ノ興_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,317㎡。</p> <p>これにつきましては、農用地利用権設定を、貸人、借人の双方の合意に基づく解約であります。</p> <p>2番から3ページにかけまして22番までについても、同じく利用権設定を合意解約したものであります。</p> <p>以上件数は22件で、63,253㎡、その内容は田62,463㎡、畑790㎡でございます。</p> <p>恐れ入ります、4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、地区 久居、届出者_____、届出地 久居万町_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積158㎡、外1筆で、合計197㎡、取得年月日 平成24年8月27日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号2、地区 久居、届出者_____、届出地 久居東鷹跡町_____番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積312㎡、外2筆で、合計668㎡、取得年月日 平成24年8月27日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号3、地区栗葉、届出者_____、届出地 久居一色町羽場_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積763㎡、外7筆で、合計7,235㎡、取得年月日は平成24年9月26日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号4、地区大井、届出者_____、届出地 一志町大仰大境目_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,174㎡、外7筆で、合計3,011㎡、取得年月日は平成24年8月25日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号5、地区上多気、届出者_____、届出地 美杉町上多気土井沖番、台帳地目・現況地目とも田、面積776㎡、外12筆で、合計2,637.06㎡、取得年月日は平成22年11月10日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号6、地区下多気、届出者_____、届出地 美杉町下多気六田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積829㎡、外12筆で、合計4,522㎡、取得年月日は平成23年4月30日、取得事由は、_____からの相続で、あ</p>

っせん等の希望はございません。

番号7、地区下之川、届出者_____、届出地 美杉町下之川南小坪谷番、台帳地目・現況地目とも田、面積723㎡、外8筆で、合計2,946㎡、取得年月日は平成24年2月3日、取得事由は_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。

以上件数は7件で、21,216.06㎡ 内容は、田11,906㎡、畑9,310.06㎡でございます。恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者_____、届出地 久居北口町洗ヶ瀬_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積386㎡、外1筆で、合計567㎡。

これにつきましては、届出者は届出地において一般個人住宅と納屋兼居宅を建設しようとするものでございます。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届出を受理したものです。報告第3号は以上1件で、567㎡、その内容は畑でございます。

恐れ入ります、9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、譲受人_____、譲渡人_____、届出地 久居東鷹跡町_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積66㎡、外3筆で、合計278㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より、当該土地を譲受け、一般個人住宅を建設しようとするものであります。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届出を受理したものです。

番号2、地区久居、譲受人_____、譲渡人_____ 外2名、届出地 久居野村町花領下_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,434㎡、外5筆で、合計5,795㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より、当該土地を譲受け、宅地分譲30区画を整備しようとするものであります。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届け出を受理いたしましたものです。

以上、件数は2件で、6,073㎡、その内容は、田5,795㎡、畑278㎡でございます。

以上で報告案件の説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

失礼します。

恐れ入ります、10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、譲受人_____、面積16,798㎡、譲渡人_____、

面積16,798㎡、申請地 久居小野辺町北小膳田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,418㎡。

これにつきましては、高齢で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を継続しようとする譲渡人の子である譲受人へ生前部分贈与しようとするものでございます。

番号2、地区栗葉、譲受人_____、面積5,903㎡、譲渡人_____、面積6,501㎡、申請地 稲葉町中山_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,222㎡。

これにつきましては、労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を拡大しようとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区栗葉、譲受人_____、面積14,528㎡、譲渡人_____ 外1名、面積14,201㎡、申請地 稲葉町南山_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積978㎡。

これにつきましては、兼業による労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、自身の耕作地に隣接しており農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、譲渡しようとするものでございます。

番号4、地区川合、譲受人_____、面積50,619㎡、譲渡人 _____、面積50,619㎡、申請地 一志町庄村上川原山下_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積650㎡外2筆で、合計2,237㎡。

これにつきましては、譲渡人の長女で、農業後継者として経営移譲を図るため、申請地を譲受人に生前部分贈与しようとするものでございます。

番号5、地区川合、譲受人_____、面積20,129㎡、譲渡人_____、成年後見人弁護士_____、面積11,320㎡、申請地 一志町其村瀬古和田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積178㎡。

これにつきましては、高齢による労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を拡大しようとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。

番号6、地区川合、譲受人_____、面積20,129㎡、譲渡人 _____、面積20,129㎡、申請地 一志町其村前坊_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,527㎡外3筆で、合計6,925㎡。

これにつきましては、譲渡人は、同一世帯の後継者である長男の譲受人に対し、生前部分贈与しようとするものでございます。

番号7、地区高岡、譲受人_____、面積4,246㎡、譲渡人_____、相続財産管理人 弁護士_____、面積2,325㎡、申請地 一志町田尻川原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積244㎡。

これにつきましては、譲渡人はすでに死亡し、また相続人不在であるため、相続財産管理人により、農業経営規模の拡大を図ろうとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。

番号8、地区高岡、譲受人_____、面積6,344㎡、譲渡人_____、相続財産管理人 弁護士 _____、面積2,325㎡、申請地 一志町田尻板垣_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,143㎡。

これにつきましても、譲渡人はすでに死亡し、また相続人不在であるため、相続財産管理人により、農業経営規模の拡大を図ろうとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。

番号9、地区家城、譲受人_____、面積7,227.4㎡、譲渡人_____、

面積 2, 159 m²、申請地 白山町南家城大坪 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 989 m²。

これにつきましては、高齢による労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、自身の耕作地に近接し営農を拡大しようとする譲受人へ譲渡しをしようとするものでございます。

番号 10、地区倭、譲受人 _____、面積 24, 793 m²、譲渡人 _____、面積 2, 622 m²、申請地 白山町上ノ村平尾 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 150 m²。

これにつきましては、譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人の要望により譲渡しをしようとするものでございます。

番号 11、地区竹原、譲受人 _____、面積 6, 497 m²、譲渡人 _____、面積 1, 759 m²、申請地 美杉町竹原鳥首 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 386 m²、外 1 筆で合計 853 m²。

これにつきましては、兼業により労働力不足で離農をしようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人へ譲渡しをしようとするものでございます。

番号 12、地区川上、譲受人 _____、面積 3, 656 m²、譲渡人 _____、面積 4, 441 m²、申請地 美杉町川上上ノ垣内 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 447 m²。

これにつきましては、高齢で市外に居住し、耕作を継続することが難しくなった譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人へ譲渡しをしようとするものでございます。

以上、合計件数は 12 件で、合計 21, 784 m²、その内訳は、田 18, 007 m²、畑 3, 777 m²でございます。

以上、議案第 1 号の何れの案件につきましても、農業を真面目に行い、また、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局で説明がありましたが、立会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1 番、お願いします。

堀川委員 現地は、駅方面から国道 165 号線、高茶屋の方へ走っていきますと、近鉄の高架がございまして、その高架をすぐ左折すると左手に市の体育館があって、ずっと行きますと _____ があります。その _____ から 300 m から手前だと思んですが、今、事務局から説明があったように後継者に生前贈与するというものですので何ら支障がないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2 番お願いします。

鈴木委員 27 番 鈴木です。2 番と 3 番と説明させていただきます。
2 番のほうは稲葉の上稲葉羽野線ですけども、それから約 5～600 m 入った所です。_____ から約 2 km 南に行ったところでございます。
そして、3 番は、農免道路から約北へ 5～600 m 行った所ですけども、_____ から約 2 km 北へ行った所です。

詳細については、事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思いま

すので、よろしくご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

守山委員 33番 守山です。やはりこれも4、5、6と一括して説明をさせていただきます。

12月7日に総合支所の職員と委員2名で現地調査を、申請人代理者から説明を受けました。一志町其村というところは、この近辺約20町ぐらいの農振地帯の一部の農地であります。

それから5、6、これもやはりその道の反対側での其村という所で、ここも約20町からの農振地帯であります。その一部は高齢者による労力不足ということで、これは、ほ場整備した残地で、今まで耕作放棄状態の、三角形のおかしな所を、_____という方が持ってまして、6番は息子さんが新規就農での、お父さんからの生前贈与であります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。7番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。7番、8番と説明をさせていただきますが、今、話ありましたように12月7日、事務局2名と委員2名で現地を確認いたしました。

7番は、場所は_____の通りですが、そこから800mぐらい西へ行ったところの場所です。

それから、8番は、一志美杉線の_____があるんですが、その北側に_____の本社がございます。その東側の田でございます。

あとは、事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。家城9番について説明をさせていただきます。

去る6日に事務局2名、地元委員3名、5名で現地の確認を行いました。場所は_____という施設がありますが、そこから南側へ約300m行った所でございます。それで、譲受人の_____は、_____の構成員の一員でございます。大変熱心に農業に取り組んでみえるということで、何ら問題はございませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。10番、お願いします。

森田委員 36番 森田です。去る12月6日午後、地元委員3名、事務局員2名、5名で現地確認をさせていただきました。場所は国道165号線を久居から名張に向かいますと_____へ入っていく国道の信号がございます。その_____から北西方向に向かって400mぐらいの所が現地でございます。右側に大村川が流れております。その大村川の左岸でございます。ほ場整備が出来ておりまして、内容につきましては事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。11番、お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。去る6日に確認しまして、_____さんは、来ていただいたことがある方です。もう山の麓で、田にはとてもならないということで、現在は茶畑になっております。意欲満々の方でございます。今説明されたとおりでございますので、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。12番、お願ひします。

赤堀委員 37番 赤堀です。

議 長 お願ひします。

赤堀委員 去る4日に、事務局と見てまいりました。場所の説明といひますとなかなか難しいですが、字でいひますと川上の中野という所です、多分、ご存じないと思ひます。

この_____さんは40歳代で、川上で本当に指折り数える若手のホープな訳ですので、この場所は大変、不便地な訳ですけれども、本人頑張つてやるとのこと、頑張つていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。あとは、事務局説明の通りでございます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。今、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よつて、議案第1号については許可することを決定したいと思ひます。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 失礼します。恐れ入ります、12ページをお願ひいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区川口、申請者_____、申請地 白山町川口上野_____番、台帳地目田、現況地目宅地、面積222㎡。

これにつきましては、昭和59年頃、農地法手続きを行わずに申請地に農業用倉庫を建設し、また駐車場用地として一体利用を図つてきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区八知、申請者_____、申請地 美杉町八知山ノ垣内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積680㎡。

これにつきましては、昭和45年頃、申請地周辺が山林で獣害もあり耕作が難しかったため、農地法手続きを行わずに申請地に植林をしてしまったものでございます。始末書が添付されていますので追認するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区八知、申請者_____、申請地 美杉町八知花ノ木_____番、台帳地目、現況地目とも田、面積723㎡外7筆で、合計1,736㎡。

これにつきましても、申請者は申請地に農地法手続きを行わず、約20年から40年前に、申請地に植林をしてきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、2,638㎡、その内訳は、田945㎡、畑1,693㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。

議長 はい、お願いします。

池田委員 去る6日の日に総合支所2名と地元委員3名で午後から現地を見に行きました。場所は、_____から東へ_____がでございますけれども、そのもう少し下の上野という所でございます。ここにつきましては、説明もございましたように両方とも道になってまして、自宅前に車庫を建てたということで何ら問題がないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。2番、3番させていただきます。

議長 お願いします。

萩野委員 2番は、事務局の説明とおり、現地は山林になっていました。やむを得ずと考えました。よろしくをお願いします。

3番につきましては、山になっております。説明の通りでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>失礼します。恐れ入ります、13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区高岡、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町田尻ノラ田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積798㎡。</p> <p>これにつきましては、譲渡人はすでに死亡し、また相続人不在であるため、相続財産管理人により、当該申請地において造成・整地し、店舗を建設しようとする譲受人へ譲渡しをするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区高岡、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町田尻上ノ_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積714㎡外1筆で、合計860㎡。</p> <p>これにつきましても、譲渡人はすでに死亡し、また相続人不在であるため、相続財産管理人により、当該申請地において造成・整地し、建売分譲住宅（4区画）を建設しようとする譲受人へ譲渡しをするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区川口、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 白山町川口関ノ宮_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積79㎡。</p> <p>これにつきましては、譲受人は申請地の隣地に田を所有していますが、田への進入路が狭く危険なため、譲渡人から申請地を譲受け、田への進入路として活用しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は3件で1,737㎡、その内訳は、田877㎡、畑860㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
田中委員	31番 田中です。
議 長	はい、お願いします。
田中委員	<p>1番、2番と説明させてもらいますが、内容は、事務局の説明どおりでございます。</p> <p>12月7日に委員2名、事務局2名で現地を確認しました。1番は、_____から西へ300mぐらい行ったところに_____があるわけです。その北側ですので、確認をお願いしたいと思います。</p> <p>また、2番につきましては、それから上に行きまして、_____の真西側に、</p>

畑がありまして、そこを開発しようということで、話を聞かせてもらいました。
この件についても、下水道とか雨水とかの問題も、きちんと整理がされているという話です。あとは事務局の説明通りですので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。

議 長 はい、お願いします。

池田委員 去る、先ほども言いましたけども、6日に総合支所2名、地元委員3名で現地を見ました。現地は_____から100m、_____の隣です。事務局の説明の通り、進入路ということで何ら問題はないということですので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号について許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区大三、借人_____、貸人_____、申請地 白山町三ヶ野茶屋ノ前_____番、台帳地目田、現況地目宅地、面積224㎡。

これにつきましては、借人は父である貸人より申請地を借受け、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。なお申請地においては、昭和10年から貸人の祖父により、農地法手続きを行わず農業用倉庫が建設されました。始末書の提出がありますことから追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で224㎡、その内容は田でございます。

当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりましたが、立会っていただきま

した地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

森田委員 36番 森田です。去る12月6日午後、地元委員3名と事務局員2名、5名で現地確認をさせていただきました。場所は国道165号線、久居から名張向いて、旧白山町の三ヶ野に入って、左側に_____が見えます。その右側、並行して市道がありますが、場所はそこでございます。先ほど事務局の説明ございましたように、住宅を建てられるということですが、排水が一番問題になります。合併浄化槽を設置して、市道に放流するというので、地元区長の同意書も添付されているので、周辺整備については特に問題ございませんので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見お伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区家城、願出者 _____、申請地 白山町二俣庄之谷 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積353㎡外3筆で、合計3,357㎡。
これにつきましては、申請地は山間地で耕作に不便であったため、願出者の父が昭和55年および昭和62年に申請地に植林をしてきましたものでございます。
申請書類には国土地理院による平成2年4月30日撮影の航空写真が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断され、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。
番号2、地区丹生俣、願出者 _____、申請地 美杉町丹生俣樋ノ口 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積15㎡。
これにつきましては、昭和48年12月16日、申請地の隣接地に作業場を建築し、登記は完了しているものの、実際は申請地と2筆に跨って建てられたものであり、昭和48年以降は申請地も併せて宅地として利用されてきたものでございます。
申請書類には当時の登記簿写しが添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断され、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物若しくは工作物の建造等

がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上件数は2件で3,372㎡、その内訳は、田3,357㎡、畑15㎡でございます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。

議長 はい、お願いします。

浅井委員 家城1番について、説明をさせていただきます。

去る6日、事務局2名、地元委員3名で現地を確認させていただきました。場所は、八ツ山から家城のほうに向かいますと藤の集落があるんですが、そこから二俣という集落へ抜ける、それを通して、また、美杉の竹原へ行く道があるんですが、その土地に、_____という_____があるんですが、そこを起点にして、東へ大体300mぐらいと、南へも300mぐらい行ったところが現地でございます。大変木も立派に成長している状態でございます。あとは事務局の説明どおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

向田委員 40番 向田です。12月4日、担当者と確認させていただきました。事務局説明の通りでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、よって、議案第5号については証明することを決定したいと思います。

議長 それでは、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。表紙を1枚めくっていただいた集計表をご覧ください。

右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で、68件

111, 202.91㎡の集積がありました。その内容は、賃貸借と使用貸借及び所有権移転でございます。

地区別の状況を、一番下の合計欄でご説明いたします。

久居地区は、19件で45,380.00㎡、その内訳は、田36,335㎡、畑9,045㎡でございます。

一志地区は、37件で43,743㎡、その内訳は、田43,296㎡、畑447㎡でございます。

白山地区は、11件で19,956.91㎡、その内訳は、田18,623.91㎡、畑1,333㎡でございます。

美杉地区は、1件で2,123㎡、その内訳は、畑2,123㎡でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借及び所有権移転を合わせて98,254.91㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて12,948.00㎡で、総合計が68件で111,202.91㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は25件で、55,708㎡となっており、その件数内訳は、久居地区5件、一志地区16件、白山地区4件、美杉地区0件となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました今期最後の議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後2時46分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年12月14日

議長

出席委員

出席委員